

## 第 253 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 21 日（火）午前 9 時 00 分～午前 9 時 45 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 高橋市長  
副本部長 有馬教育長  
本部員 石森企画財政部長  
本部員 小川総務部長  
本部員 水野市民生活部長  
本部員 平林福祉保健部長  
本部員 松坂児童青少年部長  
本部員 松本建設環境部長  
本部員 小林議会事務局長  
本部員 小泉教育部長  
事務局 小川政策室長  
富田政策室企画法制担当主査  
石橋児童青少年課長  
垣内児童青少年課児童青少年係長  
榎本学校教育課長  
宗像学校教育課給食センター等担当副主幹

4 欠席者 な し

5 議 題 1. 保育園の民営化及び小学校給食調理の委託化について

### 6 会議概要

本部長 これより、第253回狛江市行財政改革推進本部会議を開催する。議題1「保育園の民営化及び小学校給食調理の委託化について」事務局より説明をお願いする。

事務局 昨年1月に策定した第5次行財政改革推進計画（定員適正化編）で示した保育園の民営化及び小学校給食調理の委託化を進めるにあたっての考え方を「保育園民営化の指針」及び「小学校給食調理委託化の基本方針」としてまとめたので説明する。

事務局 「保育園民営化の指針」は、後期基本計画及び第5次行財政改革推進計画（定員適正化編）に規定する「保育園の民営化」について、その考え方や方向性を定めたものである。本指針は、「本指針策定の目的」、「民営化を進めるにあたっての基本的な考え方」、「公立保育園民営化の妥当性の検証」、「民営化対象保育園の選定」、「設置・運営、事業者及び民営化開始時期」、「民営化後の公立保育園の基本的な考え方」の全6項目で構成している。

「本指針策定の目的」では、後期基本計画において「公立保育園の民間活力の導入」、第5次行財政改革推進計画においては「公立保育園6園のうち2園を民営化すること」が明記されていることを示したうえで、日々変化する保育・子育てニーズに対応するためには行財政改革を確実に実行することで、適切な事業に適切な財源を投資することが必要としている。

「民営化を進めるにあたっての基本的な考え方」では、市の基本姿勢及び財源の活用の2項目を挙げている。まず、市の基本姿勢としては、今後、事業者の公募、選定基準、市の責務や支援体制、保護者との協議の場などを規定したガイドラインを策定していくこととしている。財源の活用については、認証保育所等を利用している家庭に対する負担軽減補助の上限額引き上げ等、保育・子育て分野の拡充に資することに今後活用していくとしている。

「公立保育園民営化の妥当性の検証」では、すでに後期基本計画等で明記してい

る「民間活力の導入」や「民営化」そのものについて、そもそも民営化自体が妥当なのか、その前提を再度検証することで、本指針が目指す方向の妥当性を示している。また、平成18年11月の市民福祉推進委員会答申などについて検証し、その結果から公立保育園の民営化については一定の妥当性があると結論付けている。なお、行財政の視点からの妥当性では、公設公営、公設民営、民設民営のそれぞれのコストを比較したうえで、民営化することによって捻出される財源があることを説明している。

「民営化対象保育園の選定」では、第5次行財政改革推進計画に規定する「6園中2園の民営化」について、その2園の選定及びその理由を示している。民営化を進める公立保育園は、宮前保育園、和泉保育園の2園とし、その理由として今後の耐震等に係る施設整備面での経費等を共通の理由としているが、個別理由として、宮前保育園については和泉児童館との複合化によるメリット、和泉保育園については用途地域による優位性により定員の増加や一時保育等を新たに実施できるメリットを理由としている。なお、和泉児童館で実施している事業については、複合化工事中には休止、和泉小学生クラブ事業、ファミリー・サポート・センター事業については、他のスペースを確保し、休止することなく継続して実施することとしている。

「設置・運営、事業者及び民営化開始時期」では、民営化の方式や事業者、民営化開始時期等について示している。方式は民設民営方式とし、事業者は社会福祉法人のみを対象とする。また、民営化にあたり事前の引継保育を実施することを明記したうえで、民営化完全実施時期を宮前保育園が平成28年度、和泉保育園を平成29年度とした。

「民営化後の公立保育園の基本的な考え方」では、民営化後の公立保育園の役割について、考え方を示している。

今後のスケジュールについては、庁議での了承後、7月1日号広報で、本指針の概要及び説明会の実施をお知らせする。説明会の対象としては、宮前保育園及び和泉保育園在園児の保護者、小学生クラブ入会児童の保護者、児童館利用者の保護者、全体の市民説明会を公表後から7月下旬までに開催することを予定している。ここでは、本指針の説明等を中心とし、それぞれの施設の場合における今後のスケジュールを説明する予定である。民営化移行を円滑に進めるために、配慮すべき事項について、子ども・子育て会議に市長から諮問していただき、8月頃から子ども・子育て会議で検討し、ガイドラインを策定する。その後、ガイドラインについて、直接関係する宮前保育園及び和泉保育園在園児の保護者を対象に、再度説明会を実施するが、子ども・子育て会議の日程が現在のところ未確定であるため、説明会と前後する可能性もある。また、平成26年度用の保育園入園のしおりを10月中旬に作成するが、子ども・子育て会議においてガイドラインの策定が遅れる場合には、保育園入園のしおりには、宮前及び和泉保育園がそれぞれ各年度から民営化する旨を記載し、それを了承していただいたうえでの入所申込みをしていただくこととなる。

平成26年度以降のスケジュールは、平成26年度に宮前保育園・和泉児童館の複合施設の運営法人選定、平成27年度に宮前保育園の引継保育実施、複合化工事、和泉保育園の運営法人選定、平成28年度に宮前・和泉児童館の複合施設による完全民営化による保育開始、和泉保育園の引継保育実施、建替工事、平成29年度に和泉保育園の完全民営化による保育開始を予定している。

本部長 何か意見等はあるか。

本部長 第5次行財政改革推進計画を受けて作成したということだが、計画では28年度で2園民営化するとしており、なぜその年次が遅れることとなったのか。市の責務はガイドラインに定めるものではなく、この指針に定める事項であると思うがどのように考えているのか。民設民営の児童館は都内には少なく、その理由として国庫補助金がなく、経営的に成り立たないという背景があると思うが、どのように対処するのか。和泉保育園の建替中はどこで代替保育をするのか。

事務局 和泉保育園に関しては、当初は耐震基準を満たしているということで半年間で改修工事をする予定であったが、和泉保育園を民設民営にするにあたっては建替えをするということと、丁寧な引継を行うためには引継期間として1年間を設ける必要があるということで、28年度1年間かけて建替えと引継保育を行い、29年度に民営化することとした。市の責務をガイドラインではなく、指針の中に入れるべきではないかということについては、事業者の選定後に保護者と市で三者協議会を設置する予定であり、その中で民営化後の市の責務や支援体制を決めていく考えで指針からは外した。和泉児童館を含めて民設民営にすることについては、児童館の国庫補助金は不明確な点もあるが、事業者の方で複合施設として建設していただき、児童館に係る部分の経費を市の財源で補助金として支出することになると思われる。和泉保育園の建替中は仮園舎で引継保育を行うこととしている。

本部長 市の責務を三者協議会で決めるということだが、この指針に定めなければ、説明会において保護者等の理解が得られないのではないか。

本部長 ガイドラインで定めることで、保護者の理解も得られると考えている。

本部長 2園の民営化後の残りの4園については、将来的に民営化を考えているのか。

事務局 2園民営化し、保育士を退職者不補充にしても保育士の数は段階的にしか減らないため、3園目の民営化ができるとしても10年以上先になると思われる。その頃の保育士の数と保育サービスのニーズを見極めたうえで、あらためて民営化を検討する必要があると考えている。

本部長 その頃にあらためて3園目の民営化を検討するよりも、将来的に何園の民営化が必要か今後も検討が必要であるなどの記載にした方が良いのではないか。

本部長 問題の先送りはよくないので、表現に工夫していただきたい。他に質問がなければ、続いて小学校給食調理の委託化について、説明をお願いする。

事務局 「小学校給食調理委託化の基本方針」について説明する。この基本方針は、「基本方針策定の目的」、「狛江市立小学校給食の現状」、「小学校給食調理の委託化に向けた基本的な考え方」、「委託化に向けた取組み」という構成にしている。

「基本方針策定の目的」では、第5次行財政改革推進計画（定員適正化編）において、小学校給食調理は、質や安全に十分に配慮したうえで平成26年度から委託化を進める方向性が示された。また、市長から平成25年4月10日付けで「狛江市立小学校給食調理の委託化に向けた検討について」にて、小学校給食調理の委託化について検討を求められた。現在、小学校給食は正規職員と嘱託職員等で調理を実施しているが、行財政改革における基本的な考え方から、民間活力の導入が可能な業務であり、委託化することで軽減できた経費は、より安全で安心な給食の提供を行うための施設や設備の改修費用に充てることができる。これらのことを踏まえ、教育委員会では、小学校給食調理の委託化について、メリット・デメリット、安全で安心な給食の提供、食物アレルギーを有する児童への対応、保護者の声の反映方法等の各項目について検討を行った。この検討結果に基づき、基本方針として小学校給食調理の委託化の今後の取組みを定めた。

「狛江市立小学校給食の現状」について、平成24年度の状況は、全6校自校にて単独調理方式、年間給食実施回数は188回である。各小学校の児童数は483人から580人、標準の食数は545食から640食、ドライ対応の施設は緑野小学校のみである。食物アレルギーを有する児童への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」の提出を受けた児童に対して、学校と保護者で学校生活における配慮や管理等の取組みについて相談し、必要に応じてアレルギー対応食の提供を行っている。

「小学校給食調理の委託化に向けた基本的な考え方」では、小学校給食調理を委託化する場合のメリットとして「経費の軽減」、「対応の充実」、「管理業務の軽減」、デメリットとして「給食の質の確保」、「食育への理解」を挙げている。メリットである「経費の軽減」では、現在も人件費の抑制に取り組んでいるが、委託後は、より安全で安心な給食を実施するためにも現状より多くの人員を配置する。そのため、大幅な経費の軽減にはならないが、委託化により軽減できた経費は、更に充実した給食を提供するために必要な施設や設備の改修費用に充てることできるとしている。「対応の充実」では、他自治体の調理委託実施校では現行の人員配置に比べ、ゆとりのある人員配置が行われており、人員の増は食物アレルギー対応や献立内容等の充実につながるとしている。「管理業務の軽減」では、委託化することに伴い、職員の賃金や報酬の支払い等の経常的な事務や人事管理業務が軽減される。この軽減された分で、安全で安心な給食の提供や食育への取組み等の業務を更に充実させることができるとともに、学校で副校長等が行っている人事管理業務も軽減され、この分で子ども達への対応を充実させることができるとしている。デメリットである「給食の質の確保」では、献立・調理指示書だけでは十分に表すことができない部分もあることや、給食の質の確保には経験や資質が大きく影響するため、十分な経験を有する人員を配置する必要があるとしている。「食育への理解」について、学校給食では、食育の生きた教材とするため、地場野菜の積極的な活用や米飯給食の充実等を進めており、給食調理従事者の食育への十分な理解と協力が必要である。調

理委託業者選定では、十分な人員配置や食育への取組み等を選定の項目に加える必要がある。

「安全で安心な給食の提供」では、「調理作業マニュアル」、「衛生管理マニュアル」に基づき衛生的な給食調理を実施し、食材の発注及び納品された食材の確認は、栄養士が行い、安全で安心な食材の確保に努め、委託後も同様の体制を維持するとしている。「保護者の声の反映方法等」では、説明会の実施、委託業者選定の際には保護者の意見を反映させる等の対応を行うこととしている。

「委託化に向けた取組み」では、行財政改革の一環として民間活力の導入を図るとともに、安定した給食の提供を行うために、小学校給食調理の委託化を推進することとし、平成26年度は、狛江第五小学校の給食調理を委託化する。委託化する学校は、原則として調理施設の建築年月が古い小学校から順番に実施するとともに、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設や設備の改修を行う。29年度までの今後5年間で4校の委託化を実施する予定としている。給食の質の保持や安全の確保に十分に配慮するため、委託業者の選定方法については、価格のみで選定する入札ではなく、価格に加えて近隣地域での実績、従事する調理職員の経験年数、提案や計画書等を総合的に比較して選定するプロポーザル方式を採用する。「給食調理委託を取入れた学校給食の流れ」については、委託業者が行う業務としては、食材料の検収、調理作業、配缶・配膳、洗浄・清掃であり、その他が栄養士又は学校で対応する業務である。「給食調理人員体制の強化」については、現状では5人で調理を行っているが、委託後は、より安全で安心な給食調理を実施するためにも人員体制を強化し、責任者（正社員）1人、副責任者（正社員）1人、調理（正社員）1人、調理（パート）4人から5人の合計7人から8人とし、ゆとりのある人員配置により、きめ細かな対応を必要とする学校給食調理において、食物アレルギー対応や献立内容等の充実を図ることとする。「学校栄養士の配置」や「食物アレルギーを有する児童への対応」は、委託実施後も現在と同じ対応を行う。「保護者等への説明」については、保護者への説明会、小学校への説明を実施するとともに、説明会等で出された意見を委託業者の選定や給食の今後のあり方においてできる限り反映する。また、委託業者を選定する委員会では、PTA代表及び小学校校長・副校長の代表を委員構成に取り入れ、意見を反映する。「給食を活用した食育のより一層の推進」については、積極的に地場野菜を給食食材に取入れる等の地産地消の推進を現在と同様に継続するとともに、栄養士は学級担任等と連携し、給食を教材とした食育事業に積極的に取り組むこととする。「給食調理設備改修等の推進」については、給食調理委託の実施に伴い、より安全で安心な給食の提供を行うため、委託化することで軽減できた経費を充て、施設や設備の改修を行う。「給食調理委託実施に向けたスケジュール」は、7月に説明会を実施し、出された意見を集約、8月下旬又は9月上旬に業者選定の委員会を設置し、委託業者の決定は12月又は年明け頃を予定している。平成26年度当初から委託による給食の提供を実施し、平成27年度以降は、同様に給食調理委託を計画的に進めていく。

本部長 何か意見等はあるか。

本部員 中学校給食が中止になった際に、委託業者に対して履行保証又は代行保障があるかと質問したが、安心して安全で給食の提供ということのほか「安定的な」という視点がないことについて、どのように考えているのか。5年間の予定表では、毎年1校ずつ委託化する予定となっているが、28年度に給食調理が3名定年退職すると、もう少し加速度的に委託化できるのではないかと。栄養士が行う指揮命令はどのようになされるのか。委託後の配置が7から8名だと委託化によるコストメリットはどれだけあるのか。設備の改修は夏休みにしかできないと思われるが、いつ行う予定なのか。

事務局 プロポーザル方式で事業者を選定する際には、健全な経営状況なども選定項目に加えるとともに、契約更新毎に事業者の財務状況の確認を行うことなどにより安定的に給食を提供できるようにする旨を記載したい。委託化を進めるにあたっての配慮として、定年退職者が再任用を希望した場合の職場も確保する必要があるため、段階的に委託化する予定にさせていただいた。栄養士からの委託業者への指揮命令は、相手方の責任者又は副責任者に行うこととなる。コストメリットについては、同様の委託を行っている自治体の実績を参考にするとともに、実績のある事業者の見積りでも500から600食の場合は、7から8人の人員配置が必要とされている。コストメリットは、1校あたり概算で年間160万円軽減されると見込んでいる。設備の改修は、委託化の前に改修をするのではなく、現状の施設で業務を行ってもらい、使っていく中で必要な所を改修をすることとし、翌年度の夏休みに改修する予定である。

本部員 現在の正規職員2名体制にする際に、嘱託職員を配置するとともに機器の整備をすることで安全な給食を提供できるとしていたが、それができていなかったと受け止められるような表現になっている部分がある。この他の点でも表現に注意していただきたい。

本部長 この他に後で気が付いた点があれば、事務局に申し出るように。修正があれば、あらためて審議することとする。これで第253回粕江市行財政改革推進本部会議を終了する。